

武蔵野市立小中学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

武蔵野市立小中学校給食費補助金交付要綱（令和６年４月１日適用）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（補助金の交付決定）</p> <p>第５条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、補助することを決定したときは、<u>規則第７条第１項の武蔵野市指令書</u>により財団に通知するものとする。</p>	<p>（補助金の交付決定）</p> <p>第５条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、補助することを決定したときは、<u>武蔵野市立小中学校給食費補助金交付決定通知書（第１号様式）</u>により財団に通知するものとする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>（補助金の交付請求）</p> <p>第６条 財団は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けたときは、速やかに市長に対し<u>請求書</u>を提出するものとする。</p>	<p>（補助金の交付請求）</p> <p>第６条 財団は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けたときは、速やかに市長に対し<u>武蔵野市立小中学校給食費補助金交付請求書（第２号様式）</u>を提出するものとする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>（実績報告）</p> <p>第８条 財団は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに<u>規則第12条第１項の実績報告書</u>に次掲げる書類を添えて、市長に</p>	<p>（実績報告）</p> <p>第８条 財団は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに<u>規則第15条第１項の実績報告書</u>に次掲げる書類を添えて、市長に</p>	<p>字句の改正</p>

<p>提出しなければならない。  (1)から(4)まで (略)</p> <p>(補助金の額の確定及び精算)</p> <p>第9条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、補助金の交付内容に適合すると認めるときは、交付すべき額を<u>確定するものとする</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指令の取消し)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>提出しなければならない。  (1)から(4)まで (略)</p> <p>(補助金の額の確定及び精算)</p> <p>第9条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、補助金の交付内容に適合すると認めるときは、交付すべき額を<u>確定し、武蔵野市立小中学校給食費補助金交付額確定通知書(第3号様式)により、財団に通知するものとする</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>第1号様式</u> (別添1のとおり)</p> <p><u>第2号様式</u> (別添2のとおり)</p> <p><u>第3号様式</u> (別添3のとおり)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>様式の追加</p> <p>様式の追加</p> <p>様式の追加</p>
--	---	--

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。





第3号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

武蔵野市長

武蔵野市立小中学校給食費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした武蔵野市立小中学校給食費補助金については、実績報告に基づき下記のとおり交付すべき補助金の額を確定したので、武蔵野市立小中学校給食費補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(内既交付額 金 \_\_\_\_\_ 円)